

令和2年度山形県中心市街地・商店街活性化支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、市町村が中心市街地活性化に向け、第2条に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則(昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、市町村に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助事業及び補助対象経費)

第2条 補助事業は、市町村が次条の事業(以下「間接補助事業」という。)に対して経費を補助する事業とし、補助対象経費は、次条の事業者(以下「間接補助事業者」という。)が間接補助事業を行うのに必要な経費(以下「間接補助対象経費」という。)のうち、市町村が補助する以下の経費とする。

項目		補助対象経費
1	中心市街地等活性化計画づくり支援事業	謝金、旅費、会議費、会場借料、調査分析費、通信運搬費、店舗等賃借料、無体財産購入費、設営費、広報費、借料・損料、消耗品費、委託費、雑務費、原稿料、印刷製本費、光熱水費、資料購入費、原材料費
	賑わいづくり実践支援事業	
2	中心市街地等活性化計画実行支援事業	1の対象経費に加え、施設整備費、店舗改装費、備品費

(間接補助事業、間接補助事業者及び補助金の額)

第3条 間接補助事業は、次表の区分毎に掲げる対象事業とする。また、間接補助事業者及び補助内容は次表の各区分のとおりとし、補助金の額は各区分毎に定める額の合計額以内とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 この補助金の交付対象となる経費は、令和2年4月1日以降にかかる経費とする。

区分	項目	事業内容	間接補助事業者	補助内容
(1)	中心市街地等活性化計画づくり支援事業	中心市街地や商店街の活性化に向けた合意形成や計画策定をするため、将来ビジョンの検討や調査、会議、学習会、ワークショップ、イベント等	商店街振興組合、事業協同組合、商工会議所、商工会、まちづくり会社、まちづくりNPO、LLP、LLC、規約を備えた任意組織等、左記事業の事務局を務める組織	市町村補助額の同額以内の額かつ補助対象経費の2分の1以内の額 ただし、補助金の額の上限を300千円とする

(2)	中心市街地等活性化計画実行支援事業	【計画実行立上げ補助事業】 中心市街地活性化基本計画や商店街活性化事業計画等、商店街や計画策定団体、行政等が将来ビジョンの実現に向けて定めた計画に掲げる事業のうち、国による補助金の交付対象以外の事業	左記事業の実施主体となる組織（行政組織を除く）	市町村補助額と同額以内の額 かつ間接補助対象経費の3分の1以内の額又は補助対象経費の2分の1以内の額のいずれか低い額 ただし、補助金の額の上限を1,000千円とする
(3)	同上	【商店街環境整備補助事業】 中心市街地活性化基本計画や商店街活性化事業計画等、商店街や計画策定団体、行政等が将来ビジョンの実現に向けて定めた計画に掲げる事業に位置付けられた商店街振興組合等が所有する共同施設（アーケード、街路灯、防犯カメラ、路面舗装、駐車場等）の更新に係る事業	商店街振興組合、事業協同組合、規約を備えた任意組織等、左記事業の事務局を務める組織	市町村補助額2分の1以内の額 ただし、補助金の額の上限を1,000千円とする
(4)	賑わいづくり実践支援事業	【実践者向け補助事業】 中心市街地や商店街の活性化に向けた賑わい創出や個店の魅力向上を図る事業	商店街振興組合、事業協同組合、まちづくり会社、まちづくりNPO、LLP、LLC、規約を備えた任意組織等、左記事業の事務局を務める組織	市町村補助額と同額以内の額 かつ補助対象経費の2分の1以内の額 ただし、補助金の額の上限を250千円とする
(5)	同上	【支援機関向け補助事業】 中心市街地や商店街の活性化に向けて、支援機関が中心となり、意欲ある事業者等の取組みを後押しする事業	商工会議所、商工会	同上

(補助金交付申請)

第4条 規則第5条に定める補助金交付申請書に添付すべき書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別紙1の1、別紙1の2、別紙1の3、別紙1の4、別紙1の5）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 中心市街地等活性化計画実行支援事業にあつては、中心市街地活性化基本計画等の計画書

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の控除)

第5条 市町村長は、間接補助事業の補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の

規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付を申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知）

第 6 条 知事は、第 4 条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、当該市町村長に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付決定に当たっては、前条により補助金に係る消費税及び特別地方消費税に係る仕入れ控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税額に係る仕入れ控除税額については、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（条件）

第 7 条 規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める軽微な変更は次の各号に掲げる変更とする。

(1) 補助対象経費の経費ごとに 3 割以内の変更

(2) 補助目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更

2 規則第 7 条第 1 項第 1 号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別紙 3）を知事に提出しなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第 8 条 規則第 7 条第 1 項第 1 号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ、補助事業中止（廃止）承認申請書（別紙 4）を知事に提出しなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

第 9 条 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、規則第 7 条第 1 項第 2 号の規定により、補助事業遅延等報告書（別紙 5）を知事に提出し指示を受けなければならない。

（状況報告）

第 10 条 規則第 12 条に規定する補助事業等状況報告書は、次条に定める補助事業実績報告書の提出をもって代えるものとする。

（実績報告）

第 11 条 規則第 14 条に定める補助事業に係る実績報告書の提出期限は、補助事業完了後 30 日を経過する日又は令和 3 年 4 月 15 日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次の各号のとおりとする。

(1) 事業実績書（別紙 1 の 1、別紙 1 の 2、別紙 1 の 3、別紙 1 の 4、別紙 1 の 5）

(2) 収支精算書（別紙 2）

（概算払）

第 12 条 知事が必要と認めるときは、請求に基づき補助金の概算払いをすることがある。

2 市町村長は、補助金の概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書（別紙 6）に概算払いを必要とする理由書及び資金計画書を添付して、知事に提出しなければならない。

3 市町村長は、概算払いにより補助金の交付を受けたときは、遅滞なく間接補助事業者に補助金を交付しなければならない。

(財産の管理)

第 13 条 市町村長は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産」という。）について、台帳を設け、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第 14 条 規則第 22 条第 1 項第 1 号により、知事が指定する財産は、取得価格又は効用の増加額が 1 件 500 千円以上の不動産及びその従物とする。

2 市町村長が規則第 22 条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（別紙 7）を知事に提出しなければならない。

3 知事は前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

4 規則第 22 条ただし書きの規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

(帳簿等の備付等)

第 15 条 市町村長は、補助事業に係る関係書類を当該補助事業終了年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 16 条 市町村長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（別紙 8）により、すみやかにその内容を知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(書類の提出)

第 17 条 この補助金に関して知事に提出する書類は正副 2 部とし、所轄の総合支庁に提出するものとする。